

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要

趣旨

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日（祝日の扱い）とする。

概要

(1) 休日とする日の特定

- ・天皇の即位の日（来年（2019年）の**5月1日**）及び即位礼正殿の儀が行われる日（来年（2019年）の **10月22日**）は、休日とする。
- ・この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規定による天皇の即位に関して適用する。

(2) 他の法令の適用

- ・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項

その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

※10月22日は火曜日

- ・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

(3) 法律の失効

- ・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

施行期日

公布日施行

（参考：過去の立法例）

- ①昭和34年4月10日：皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律
- 〔②平成元年2月24日：昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律〕
- ③平成2年11月12日：即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
- ④平成5年6月9日：皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律